

外交力強化へのアクション・プラン 10

－ 主張する外交を積極的に推進するために －

平成19年6月6日

自由民主党政務調査会

外交力強化に関する特命委員会

目 次

I. はじめに	P2
II. アクション・プラン 10		
1. 外交の要諦は人材、将来の外交の礎となる人材を育成	P3
2. 今後10年間で外交実施体制を抜本的に強化	P3
3. 「日本の顔」、最後の「砦」たる在外公館を充実・強化	P3
4. 機動的な外交の展開に向け、利便性の高い航空機を導入・活用	P4
5. 議員外交の戦略性を高め、総合的な外交力を強化	P4
6. オールジャパンで企業・地方支援を実施	P4
7. NGOを始めとする外交プレイヤーとの連携の強化	P4
8. 世界を主導する国として、ODAを質量ともに拡充	P5
9. 「回って、上がって、漏れない」政府全体の情報体制を構築	P5
10. 「美しい国、日本」の発信力を強化	P6
III. ワーキング・チームの報告		
1. 外交基盤の整備に関するワーキング・チーム(座長 伊藤 信太郎)	P7
2. 外交プレイヤーとの連携強化に関するワーキング・チーム(座長 後藤 茂之)	P12
3. 外交ツールの強化に関するワーキング・チーム(座長 小野寺 五典)	P19
IV. 終わりに	P25

1. はじめに

わが国が主張する外交を積極的に展開していくためには、幅広い視点から総合的な外交力を高めることが不可欠である。国際政治学の大家、ハンス・モーゲンソーは「外交は国力の一要素として最高の重要性をもっている」と述べたが、この言葉はまさに外交力強化の必要性を端的に示したものである。

「外交力強化に関する特命委員会」(森 喜朗 委員長)では、有識者からのヒアリングや議員間の活発な議論を通じ、多角的な視点から検討を重ね、昨年末には「12の提言」を柱とする中間報告を発表したところである。

本年は、この「中間報告」を受け、12の提言をより深く掘り下げて議論するため、①外交基盤の整備に関するワーキング・チーム、②外交プレイヤーとの連携強化に関するワーキング・チーム、③外交ツールの強化に関するワーキング・チームの3つのワーキング・チームを立ち上げ、これまで具体的な議論を重ねてきた。本報告書は、各チームの議論の成果を取りまとめたものであり、その中から重点事項を絞り込み、「アクション・プラン10」として明示したものである。

アクション・プランにおいては、

- ・ 今後10年間で150大使館体制を早期に実現するとともに、2,000人マンパワーを着実に増強し、外交実施体制を抜本的に強化すること、
- ・ 議員外交の戦略性を高めるとともに、オールジャパンでの企業・地方支援や、NGOを始めとする外交プレイヤーとの連携を強化すること、
- ・ 世界を主導する国として、2008年のサミット及び TICADIV に向け、ODA を質量ともに拡充に転ずること、
- ・ 政府全体の情報体制を強化するとともに、「美しい国、日本」の発信力を強化すること、

などの具体策が提言されている。

著名な歴史家、アーノルド・トインビーは、「ある目標に到達する一番確実な方法は、その目標自体ではなく、それを超えたところにあるもう少し野心的な目標を目指すことである」と述べている。今後、わが党は政権与党として政治のリーダーシップを十分に発揮し、政府与党一体の下、外務省をはじめとする関係各省庁・各機関との連携を更に密にし、これらのプランをはじめ本報告書に盛り込まれた事項の着実な実施に取り組んでいく決意である。

II. 「アクション・プラン 10」

1. 人材：外交の要諦は人材、将来の外交の礎となる人材を育成

- ・国際機関のトップとなる人材を広く求め、長期的視野を持って育成するとともに、様々な国際機関でのプレゼンスを見据えた総合戦略に基づき、政府全体で代表送り込みを支援する。
- ・平和構築分野の人材を育成するため、政府一体での取組みを強化し、日本やアジアの文民を対象とする研修・就職支援を行う。
- ・「情報のプロ」を育成するため、人事交流の推進や専門的知見を結集した研修体制の整備など、政府全体で長期的な取組みを強化する。
- ・マルチ外交のキャリア・パスを確立し、国際機関への出向や国際機関代表部・担当部署を重点的に経験させることなどを通じ、専門家を組織的に育成する。
- ・外務省I種職員であれば自動的に大使に昇進する時代を終わらせる。オールジャパン外交を展開するため、優秀な人材を各界から広く求め、大使ポストを含め適材適所で起用する。

2. 外交実施体制：今後10年間で外交実施体制を抜本的に強化

- ・10年間で150大使館体制との目標を早期に実現すべく、今後3年間で重点期間として在外公館の増強を着実に進める。総領事館についても、既存の公館の統廃合の可能性を厳しく精査しつつ、平成20年度以降、新設を進める。
- ・コンパクト公館を導入する。導入に当たり、コンパクト公館は人員の充実した周辺の大使館（ハブ大使館）等とのネットワーク化をはかり、ハブ大使館等から支援を得て、人員の抑制に伴う制約を補充する。
- ・10年間で定員2,000人純増を目標とし、IT化による人員削減などの合理化努力を継続しつつ、定員を含むマンパワーを着実に増強する。

3. 在外公館：「日本の顔」、最後の「砦」たる在外公館を充実・強化

- ・「日本の顔」たる大使館・公邸につき、今後3年間で立地や施設の点検を実施する。その結果を基に、必要に応じて立地の見直しを行うとともに、優先順位を付し、PFI方式の導入など一層のコストダウンをはかりつつ、施設を整備し、充実する。
- ・極めて脅威度の高い公館に対する警護について、自衛隊による在外公館警備・身辺警護の導入の可否を含め、法的手当を勘案しつつ検討し、成案を得る。
- ・日本の「食文化」の発信を担う公邸料理人の給与に対する官費補助の拡大を図る。
- ・平成20年度から、在勤手当につき、物価・為替の変動を完全に反映させる方式を導入することを図る。

4. 外交の機動性：機動的な外交の展開に向け、利便性の高い航空機を導入・活用

- ・機動的で効率的な外交活動を展開するため、欧州、米国本土まで飛行可能なビジネスジェット型中型機など利便性の高い航空機の新たな導入及び運用体制につき政府全体で早急に検討を開始し、実現を図る。
- ・同時に、政府機関が保有する各種航空機を閣僚、政府代表などの外国訪問に活用する方策についても検討する。

5. 議員外交：議員外交の戦略性を高め、総合的な外交力の強化

- ・議員外交の新たな意義・目的意識を明確にする。新たな意義・目的としては、①グローバルな課題に関する国際会議での政策意見交換の実施、②政府が対応し難い相手や閣僚未訪問国との対話、③議員間の長期的な信頼関係構築、があげられ、これらに沿って議員外交を戦略的に拡充し、わが国の総合的な外交力の強化につなげる。
- ・平成20年度から、院の議員派遣については、特定地域や特定国に集中しないよう戦略的に調整を行うとともに、年度途中に生じる派遣要請に機動的に対応するための派遣特別枠を別途設ける。
- ・議連外交に「選択と集中」を徹底し、地域の実情に応じ、地域横断的な議連に統合し、その下で当該地域の国々との交流強化を図ることも検討する。

6. 企業・地方支援：オールジャパンで企業・地方支援を実施

- ・総理外遊は、オールジャパンでわが国の海外プレゼンスを拡大する最大の機会である。安倍総理のベトナム訪問及び中東訪問への経団連ミッションの同行が多大な成果を収めたことを踏まえ、今後とも経済界の同行を戦略的に計画する。
- ・ビジネスの最前線において、「4J、5J」など関係機関間を戦略的ネットワークで結び、情報収集・共有を進めるとともに、大使や総領事が先頭に立ってわが国企業にとってのビジネス環境の改善などの支援を行う。大使・総領事公邸を企業等の商品展示会、対日投資促進 PR の場として積極的に提供し、世界一開かれた公邸とすることを目指す。
- ・中央省庁ばかりでなく、地方自治体も統合したオールジャパン体制の構築を目指す。このため、平成20年度から「地方の外交 頑張れプラザ(ヴァーチャル)」を立ち上げ、このサイトを通じ、有益な情報の提供や共有を進め、「地域に活力」を目指す地方の国際的取組みを支援する。

7. 外交プレイヤー：NGOを始めとする外交プレイヤーとの連携の強化

- ・NGOを外交活動における有力なパートナーと位置づける。今後3年間で重点期間として、NGOの自助努力を促しつつ、能力向上をはかり、NGOが参加できる事業の拡大などの支援を拡充する。

- ・NGOやシンクタンク等の自己資金能力を高めるため、認定NPO法人の認定要件の緩和、企業の寄付に対する税制上の優遇措置の拡充を検討する。
- ・海外の有力なNGOとわが国の外交活動との連携を強化し、外交の裾野を拡大する。
- ・次世代のリーダーとなり得る有望な若者を発掘し、親日派・知日派と育成すべく、JETなど招聘制度等を見直し、抜本的に拡充する。
- ・日本文化の紹介、日本語の普及、日本研究に取り組む外国の個人や団体を積極的に支援し、外国人に対する叙勲の弾力的運用や新たな顕彰制度の創設を検討する。
- ・日本に在留する留学生・若手研究者が日本に定着し、活躍できるよう、キャリア・アップの機会となるポストの確保等の措置を講ずる。同時に、本国に戻った者についても、進出日本企業で勤務する道も開かれるよう、経済界と連携する。

8. ODA：世界を主導する国として、ODAを質量ともに拡充

- ・「ODA事業量を100億ドル積増す」との国際公約を、「骨太2006」の削減方針を踏まえつつも、着実に実現する。2008年のサミット及びTICADIVの機会を捉えて、現在削減傾向にあるODAを再び拡充に転じることを強く発信していく。
- ・先般の安倍総理の「美しい星へのいざない」に盛り込まれた諸施策を推進しつつ、わが国は環境・気候変動対策分野で世界をリードしていく。そのため、明年日本で開催されるサミット及びTICADIVの機会において、新たな途上国対策支援のイニシアティブを発揮すべく、特別な予算措置を検討する。
- ・2008年の新JICA発足の機会を捉え、新JICAにおける技協・無償・円借款という3つの援手法法の有機的な連携による効果的な援助を実現する。また国際機関や民間企業、NGOとも連携を進め、援助実施手段の最適化を図るなど、援助の国際競争力を強化する。
- ・JICAが案件形成に関与する円借款案件のうち、案件形成から工事開始まで7年以上要しているものについては、このプロセスを先方政府の協力を得つつ、半減していく。
- ・海外経済協力会議の審議する基本戦略の下、外務省が中核となり、実施機関との役割分担を踏まえ、戦略的なODA政策の企画・立案に全力で取り組む。また、中国に代表される新興援助国を国際的な援助ルールに取り込んでいく。

9. 情報体制：「回って、上がって、漏れない」政府全体の情報体制を構築

- ・政府全体の総合的な情報共有・分析の実現に向け、関係省庁の縦割りを廃し、情報共有を進めるためのオンライン・システムを構築する。
- ・情報共有の大前提となるセキュリティ・クリアランス制度を導入し、特別職公務員をも対象とする新たな秘密保全法制の整備を進める。

- ・外交活動とは異なる特殊な情報収集活動を行う対外情報機関の設置については、国内と海外とでの情報収集活動の峻別、政策による情報のバイアス回避、民主的コントロールを確保した上で、検討を行う。

10. 外交の発信力：「美しい国、日本」の発信力を強化

- ・文化外交の実施に重要な役割を担う国際交流基金の予算・人員が大幅な削減傾向にあることから、これを反転し、拡充を図る。
- ・「美しい国、日本」を世界に発信し、主張する外交への理解・支持を広めるべく、外国人にとって魅力的な番組を英語で提供する新たなTV国際放送を、必要な予算措置を講じ、平成20年度後半を目途に早期に実現する。
- ・日本のポップカルチャー人気は、日本への関心を高める大きなチャンスである。この機会を活用し、伝統文化をも含む日本文化や日本語の普及を図るため、平成20年度から「日本文化発信ボランティア(仮称)」を創設し、海外に青年ボランティアを派遣する。
- ・本年度からマンガのノーベル賞たる「国際漫画賞」を創設し、外国の新進気鋭の漫画家を対象に表彰を行っていく。
- ・海外での日本語教育拠点を今後3年以内に英ブリティッシュ・カウンシル、独ゲーテ・インスティテュート並の100拠点体制とすることを目指す。

III. ワーキング・チームの報告

〔外交基盤ワーキング・チーム〕

「外交拠点の強化」について

1. 外交力の基礎となる150大使館体制を実現する

- (1) 国益を踏まえた強力な外交を展開するため、10年間で150大使館体制との目標を早期に実現するため、今後3年間を重点期間として在外公館の増強を着実に進める。
- (2) 大使館の新設に当たっては、①安全保障面を始めとする政治的重要性、②資源・エネルギー獲得を含む経済的重要性、③日本企業支援や邦人保護の観点からの重要性、④国際場裏での票獲得や支持取り付け等の観点も踏まえた相手国の国際社会での位置付けなどを、総合的に勘案して決定する。
- (3) 平成20年度では、コーカサス、バルト地域等をはじめとして「自由と繁栄の弧」の考え方を実践するとの観点をも踏まえ設置先を決定する。

2. コンパクト公館の導入により機動的に外交拠点を整備する

- (1) 在外公館については、政府の歳出削減の方向性を踏まえて、IT化の推進や現地職員の更なる活用等を通じて規模の抑制を図る。その一環として、勤務環境の良好な地域で、在外公館の基本的機能は維持しつつ、平成20年度から館員数を一定規模に抑えたコンパクト大使館・総領事館の設置を進める。
- (2) コンパクト公館の導入に当たっては、人員の充実した周辺の大使館（ハブ大使館）等が支援し、人員の抑制に伴う制約を補充する。また、医療・治安を含む地域の事情や公館を支える一定規模の人員の必要性、近隣公館からの交通の便などを考慮する。平成20年度から中米・カリブ諸国をモデル地域とすることを検討する。

3. 大使館と総領事館の連携を一層強化し、きめの細かい外交を展開する

- (1) 総領事館については、既存の公館の統廃合の可能性につき、最新の事情を踏まえて厳しく精査する。その上で、在留邦人や進出企業に対する支援、各国の特性に応じて政治・経済面や文化交流面で果たす役割を踏まえつつ、平成20年度以降、総領事館の新設を進める。
- (2) 大使館と総領事館、また、総領事館同士が一層緊密に連携することを通じて、業務の効率化を図るとともに、企業支援、情報収集、人脈構築、広報文化などの分野で相乗効果を高めたきめの細かい外交を実践していく。

「人員体制の強化と最適配置」について

1. 定員増強を核とする実質的なマンパワーの増強を図る

- (1) 国益を踏まえた強力な外交を展開するため、10年間で定員2,000人純増を目標とし、定員を含むマンパワーを着実に増強する。
- (2) その際、①アジア外交の積極的推進、②日米同盟及び価値を共有する諸国との連携、③国際的なシステム・ルール作りにおける指導的役割の確立、④経済・資源外交の活性化、⑤情報収集・分析、戦略的広報、外交基盤整備など外交活動の下支えとして強化すべき共通事項を定員増強の重点分野とし、平成20年度以降、アジア太平洋州局などこれら重点分野を所掌する外務本省及び在外公館関係部署を強化する。
- (3) 同時に、経済協力・領事などの優先課題に対応するため必要な公館への人員の再配置を進めるほか、IT化、業務・システムの最適化などを通じ、人員削減を含め合理化努力を継続する。
- (4) 定員増強と並行し、優秀な人材を専門調査員や派遣員、現地職員に採用し、実質的なマンパワーの増強を図る。現地職員については、現地における賃金上昇の確実な反映を確保しつつ、少なくとも他の先進諸国と同程度の給与水準を実現する。同時に、現地の法令を尊重しつつ、人員削減や若手への雇替えを進め支出の削減を図るとともに、年功序列を廃し、能力主義を徹底する。

2. オールジャパン外交を展開するため、官民間わず優秀な人材を動員する

- (1) 大使人事に当たっては、経験豊かで強い人脈を有する人材を政官学財から広く求め、適材適所で起用する。特に、外務省I種職員であれば自動的に大使に昇進する時代を終わらせ、外部人材を含め外務省I種職員以外からの優秀な人材の大使への起用をより一層進めていく。また、地域の事情に応じた若い年齢での大使の起用を積極的に図る。
- (2) 第一線で外交を担う職員の質の向上を図るため、研修の充実やキャリア・パスの整備に努める。また、勤務評価については、部下からの評価など様々な角度からの評価を実施するとともに、大使、幹部への昇進に当たっては、厳格な審査を徹底する。
- (3) 外務省プロパー職員とアタッシェが省庁の垣根を越え一体となって外交に取り組む。その一環としてアタッシェが出身省庁関連以外の業務についても力を発揮できるよう環境整備に努める。さらに省庁再編後の統合省庁からのアタッシェの配置の多くが再編前と変わっていないことから、配置の見直しを含め、今後3年間集中的に適材適所の観点からの人員再配置を進める。このような改善の実効性を一層高めるため、帰朝後のアタッシェからヒアリングを実施する。
- (4) 多様な人材を活用するため、平成20年度から商社OB、青年海外協力隊経験者、NGO活動経験者など海外経験豊富で識見に富む人材の採用を進める。その際、

官民交流法など給与や採用の在り方に関する現行の法制度を緩和し、優秀な人材の確保が可能となるよう努める。

「在外公館の活用と強化」について

1. 「日本の顔」である在外公館の充実を図る

- (1) 近年の在外公館施設の建設予算の大幅な削減傾向を反転し、日本の「顔」である大使館・公邸につき、専門家の活用も含め、施設を整備し、充実する。
- (2) 食は極めて有効な外交ツールであり、外交の最前線において日本の「食文化」の発信を担う公邸料理人の果たす役割は益々重要となっていることから、優秀な公邸料理人の確保に向け、公邸料理人の給与に対する官費補助の拡大を図る。また、平成20年度から貢献度の高い公邸料理人への「称号」の付与についても検討する。

2. 「最後の砦」である在外公館の強化を図る

- (1) 増大するテロ等の脅威に対処するため、①防弾車の増配備、②公館施設や警備機器の増強、③現地警備員の増員など警備対策を強化する。また、在イラク大使館及び在アフガニスタン大使館など極めて脅威度の高い公館に対する警護について、自衛隊による在外公館警備・身辺警護の導入の可否を含め、法的手当を勘案しつつ検討し、成案を得る。同時に、公館ごとの治安情勢を踏まえたメリハリのある警備対策を実施する。
- (2) 信頼できる秘匿通信の確保は外交の生命線であり、暗号の維持・強化や通信システムのセキュリティ強化を進め、電磁波漏洩、盗聴等の脅威に対する情報防護対策を一層強化する。また、在外公館での日常業務遂行における秘密保全を一層徹底する。IT化による通信要員の大幅な削減を含め一層の合理化を進めつつ、情報ネットワークの整備を優先的に実施する。

3. 今後3年間で在外公館の立地・施設の点検を行う

在外公館施設の建設・整備を進めるに当たっては、今後3年間で立地・施設の点検を行い、その結果を踏まえ優先順位を付ける。また、PFI方式の導入や外国企業の活用を通じ、一層のコストダウンを図るとともに、現地の事情に応じ、可能な範囲で集合ビルの一部を活用することも検討する。

「サービスの拡充、在外職員の勤務環境」について

1. サービスを拡充し、国民の安全・安心を確保する

- (1) 在留邦人数や海外渡航邦人数の増加に伴う邦人援護件数の急増、在外選挙の適正な実施、在留邦人の高齢化の問題、さらには日本国内における外国人犯罪の

- 増加などに適切に対応するため、今後3年間で各在外公館の人員配置状況を点検し、これらを踏まえ、在外公館の領事担当官や査証担当官の大幅な増強を図る。
- (2) 緊急事態への機動的な対応や手続きの利便性の向上を図る。そのため、IT化やアウトソーシングによる合理化を進めつつ、在外公館における24時間電話対応サービスの拡充や在留届の電子届出サービス、在留邦人に対する緊急情報の一斉通報システムの導入などの措置を講ずる。
 - (3) 各国の個別の事情に応じ、新聞や雑誌が閲覧できるスペースの拡充や、特に郵便事情が悪い国での支援など、在留邦人や海外渡航邦人に対する一層きめ細かいサービスの提供に努める。
 - (4) 在留邦人の増加に伴い、子弟がきちんとした日本語を学べるよう、また、国内の義務教育に近い教育環境を提供できるよう、今後3年間で重点期間として教育施設・設備に係る国の援助と教員派遣を拡充する。また、わが国への理解増進や日本語普及の観点から、日本人学校における外国人児童生徒の受け入れの検討や日本語教育拠点の拡充を図る。
 - (5) 保健相談など、在留邦人に対する医療サービス面での要望に適切に対応していくため、医務官の拡充を図る。

2. 意欲に満ち、責任をもって勤務できる環境を整備する

- (1) 外交力を強化するためには、在外職員が安心して外交に専念できる環境を整備することが不可欠である。特に治安や医療環境が厳しい任地については、在外職員の安全と健康を確保するため、住居の防犯強化、不健康地対策の拡充を図る。また、在外における子女教育の困難にも特に配慮する。
- (2) 在勤手当については、民間調査会社、国連データなど客観的なデータを利用し、各地の事情を考慮した見直しを行う。在勤手当は、近年の大幅な削減の結果、民間企業や各国外交官の給与・手当の水準に比して低くなっていることから、平成20年度から、少なくとも物価・為替の変動を完全に反映させる方式の導入を図る。
- (3) 日本文化紹介など外交活動において配偶者が大きな役割を果たし得ることから、配偶者が積極的に活躍できる環境の整備を進める。
- (4) 在外公館の運営経費は、公館長の責任と裁量の下に機動的に活用できるよう制度の柔軟化、効率化に向けた検討を進める。在外公館の経理事務についても、IT化による合理化を図るとともに、コンプライアンスの強化を進める。

「外交の機動力の確保」について

1. 機動的な外交の展開に向け、ビジネスジェット型中型機など利便性の高い航空機を導入・活用する
 - (1) 増大する総理、閣僚の外国訪問のニーズに対応し、機動的で効率的な外交活動を展開するための体制整備が緊急の課題となっており、欧州、米国本土まで飛行可

能なビジネスジェット型中型機など利便性の高い航空機の新たな導入及び運用体制につき政府全体で早急に検討を開始し、実現を図る。

(2) 具体的検討に当たっては、安全性の確保や秘匿通信の必要性などを十分に踏まえつつ、予算負担の軽減や平準化の観点から運航・維持管理の民間航空会社への委託、特定目的会社(SPC)の設立など民間との連携を含む様々な可能性を追求する。

(3) 政府機関が保有する各種航空機を閣僚、政府代表などの外国訪問に活用する方策についても検討する。

2. 機動的な外交を支える旅費の充実を図る

(1) 増加する総理などの外国訪問支援やFTA交渉、在外選挙業務、さらには兼轄公館へのきめ細かい対応など、本邦や在外公館からの出張者が適時、適切に対応できるよう旅費の充実を図る。同時に、外国訪問のロジの簡素化、出張の合理化や経費の節減などを徹底し、予算を効率的に執行する。

(2) 宿泊料についても、規定額で賄えない分を個人負担で補っている事例が散見される現状は不相当であり、急激な物価上昇にも適切に対応できるよう、法改正も視野に入れ、必要な措置を講ずる。

3. 大臣の委員会出席につき一層柔軟な対応を可能にし、より主体的な外交を実施する

(1) 国会開会中であっても、外務大臣などが本来出席すべき国際会議や二国間会談に出席でき、国際社会において主体的な役割が果たせるよう引き続き働きかけを行う。

(2) 特に、国会の審議では、大臣が不在の場合には副大臣や政務官が対応することで合意がなされており、本件を国会改革全体の中で改めて取り上げ、大臣・副大臣・政務官の役割分担、あり方の制度改革を含め戦略的に検討する。

【外交プレイヤー・ワーキング・チーム】

「経済界との連携強化」について

1. 政財界のリーダーの連携を強化し、戦略的な経済外交を展開する

- (1) 総理外遊は、オールジャパンでわが国の海外プレゼンスを拡大する最大の機会である。安倍総理による昨年11月のベトナム訪問及び本年5月の中東訪問においては、100人を超える経団連ミッションが同行し、多大な成果を収めた。今後とも、総理・閣僚が外国訪問する際には、資源の安定供給や経済界のニーズを踏まえつつ、経済界の同行を戦略的に計画する。経済界が同行する際には、具体的成果を上げることを目指し、必要な行事を官民連携して実施する。
- (2) わが国の経済的利益の一層の増進を図るため、政府は、「日本ブランド」の発信、知的財産権保護、制度改善、透明性・公平性の確保などビジネス環境の改善に取り組むこととし、在外公館長にその旨指示する。特に中国など日本企業の進出が著しい地域では、平成20年度における総領事館の新設も含め、必要な支援を行う。

2. ビジネスの最前線でオールジャパン体制を構築し、企業支援を拡充する

- (1) わが国企業の海外活動の増進を図るため、大使・総領事公邸を企業等の商品展示会、対日投資促進 PR の場として積極的に提供し、世界一開かれた公邸とすることを目指す。そのため、公館使用基準の弾力化・明確化を図る。
- (2) 大使や総領事が先頭に立って JETRO、JICA、JBIC、国際交流基金、日本商工会などとの間でネットワークを構築し、企業の関心事項の把握、有益な情報の交換や人脈の拡大などの機会を提供する。企業支援の具体的な成功例を共有し、次の成功につなげる。こうしたオールジャパン体制をより効果的に機能させるためにも、現在、独立行政法人の人件費及び事業費に対し一律の削減義務が課せられているが、海外事業の拡充の観点から特に必要とされる場合には、特段の措置を講ずることを検討する。
- (3) 企業にとり現地の法律や税制、知的財産保護などに関する専門知識のニーズが高いアセアン諸国やインドなどにおいて、在外公館が専門家の短期雇用を積極的に進め、助言や相談を行う。このため今後3年間は重点期間として「日本企業支援センター」を資源確保や企業進出状況なども勘案しつつ増設する。
- (4) ロシアの7ヶ所に展開する「日本センター」では、民間企業出身者が所長を務め、経験・ノウハウを活かし企業支援や日本語教育に取り組み、多大な成果を上げている。このような形での活動を拡充することも検討する。
- (5) 中小企業を含めた日本企業進出支援を促進するため、日本語能力試験の活用などを通じ、日本語の普及を図る。

3. 安心して海外赴任できる教育環境をつくる

進出企業の関係者が家族と共に安心して暮らせる、国内の義務教育に近い教育環境を提供できるよう、教育施設・設備の改善、十分な教員数・質を確保する。そのため、今後3年間の重点期間として日本人学校や補習授業校の校舎借料への国の補助率の引き上げ、本邦からの派遣教員数の拡充などの措置を講ずる。

「地方との連携強化」について

1. 地方を外交の重要なプレイヤーと位置づけ、連携強化に向け体制整備を進める

- (1) 地方を外交の重要なプレイヤーと位置づけ、連携を強化する。地方のニーズや関心を的確に把握し、地方の国際的な取組みを支援するとともに、地方の「市民力」を積極的に活用し、わが国の総合的な外交力の強化につなげていく。そのため、今後3年間の活動指針となる「地方との一層の連携強化に向けたアクション・プログラム」を策定する。
- (2) 地方の外交との連携を強化するため、平成20年度における各ブロック別地方担当大使の設置を含め、地方に対する外交政策についての情報提供を強化する。
- (3) 中央省庁ばかりでなく地方自治体も統合したオールジャパン体制構築のため、平成20年度から「地方の外交 頑張れプラザ(ヴァーチャル)」を立ち上げる。このサイトを通じ、情報の提供や共有を行うとともに、ホームページの相互リンクを通じ、在外公館と地方自治体を直接結びつける。
- (4) 地方が育てた「語学指導等を行う外国語青年招致事業(JET)」経験者を有力な知日家・親日家へと戦略的に育成し、地方の国際交流活動に活用する体制を整備する。
- (5) 外国における日系人社会との関係強化も重要な課題であり、独自のつながりを有する地方自治体や県人会等を活用し、一層の関係強化を図る。
- (6) 青年海外協力隊経験者は国際協力分野で豊富な経験やノウハウを持っている。地方自治体は、青年海外協力隊経験者との協力を強化し、こうした経験等を自らの事業に積極的に活用していく。

2. 「地域に活力」を目指す地方の国際的取組みを一層支援する

- (1) 農産物をはじめとする地方の物産を世界に紹介し、また、「美しい国、日本」へ、ビジット・ジャパン・キャンペーンと協力しつつ世界の観光客を招くことは、地域の活性化に資するものである。地方の物産展や観光誘致のために在外公館施設の積極的活用を努めるとともに、そのための公館使用基準の弾力化・明確化を図る。また、外国政府要人、在京外交団、外国人特派員の地方訪問を促進する。

- (2)輸出振興、観光誘致、投資誘致等を促し、姉妹都市交流を活性化するために、在外公館長は一時帰国の際に任国ゆかりの日本の地方を訪問することとする。在外公館長は、任国においても地方を積極的に訪問し、わが国の地方が国際的取組みを進める上で参考になる情報を収集する。
- (3)日本企業の誘致に熱心な外国の特区についての情報提供を含め、地域の産業の海外進出に積極的な地方を支援する。
- (4)地方の外交を応援するため、外務大臣や在外公館長が激励会や表彰を行う。
- (5)国際会議・国際機関の地方誘致のための支援を強化する。
- (6)環境、福祉、まちづくりといった地域社会の問題の解決に努力しているわが国自治体や大学、福祉施設等と、同様の努力をしている外国団体との間の交流を促進する。

「学術・文化・芸術・スポーツ団体等との連携強化」について

1. 学術・文化・芸術・スポーツ団体等との連携強化を図る

- (1)日本の伝統的な文化・芸術の紹介や、スポーツを通じた交流を深めるため、在外公館はこのような活動を行う団体等と現地日本企業との交流の機会を積極的に設ける。このような交流を通じて、平成20年度中にも「ジャパン・ウィーク」の共同開催や企業メセナの文化活動を含むCSR(企業の社会的責任)等につなげていく。
- (2)日本文化の紹介、日本語の普及、日本研究に取り組む外国の個人や団体を積極的に支援する。その一環として外国人に対する叙勲の弾力的運用や新たな顕彰制度の創設を検討する。また、在外公館はこうした個人や団体との交流を深め、積極的に支援していく。
- (3)日本に在留する留学生や海外からの若手研究者等が日本に定着し、活躍できるよう、大学や研究機関との連携を強化し、キャリアアップの機会となるポスト等の確保や交流ネットワークの構築などの措置を講じていく。同時に、本国に戻った者についても、進出日本企業で勤務する道も開かれるよう、経済界と連携する。

2. シンクタンクなどによる知的貢献の重要性を再認識し、連携強化を図る

- (1)国際会議などで中国・韓国の学者や団体などのプレゼンスが増大する一方、わが国のプレゼンスは著しい減少傾向にある。これはオールジャパンで「主張する外交」を実践していく上で憂慮すべき事態である。国際協力の推進や政策提言などでシンクタンク等の団体が果たしてきた知的貢献の重要性を改めて認識し、これらの団体を外交プレイヤーの一員と位置づけ、連携強化を図る。
- (2)これらの団体の発信力を高めるべく、いわゆる「トラック2」会議などの国際会議への日本人関係者の送り込みや賢人会議の開催、他国との共同研究の推進などに

- 対する政府の支援の充実を図る。その際、将来を見据えた人材の育成にも配慮し、若い研究者の積極的な参加を確保する。
- (3)低調な活動の背景にある政府の支援、企業の寄付の減少を改善するため、非営利のシンクタンクや知的交流団体に対する企業の寄付金への税制上の優遇措置の拡充を検討する。
- (4)一方で、わが国のシンクタンク等の団体自身も戦略的な経営に努める必要がある。そのため、東アジアの地域協力・交流など比較優位があると考えられる研究に対し集中的にリソースを投入する必要がある。

「NGOとの連携強化」について

1. NGOの強みを活かし、外交活動のパートナーと位置づける

- (1) NGOは、草の根レベルのニーズを踏まえた迅速かつ柔軟な援助、「顔」の見える援助を行い、政府では手の届かない地域への援助をも可能としてきた。こうした強みを活かし、NGOを外交活動におけるパートナーと位置づけ、今後3年間で重点期間として一層の連携強化を図る。
- (2) 日本のNGOが国際競争力をもって事業を展開するためには、まずNGO自身が独自に事業資金を集め、説明責任をもって事業を自立的かつ継続的に実施できる能力を得るよう努力する必要がある。また、政府が進める「NGOとの戦略的連携強化に向けた5ヵ年計画」に基づき、平成20年度から欧米のNGOへの派遣をはじめとする能力向上施策やNGOが参加できる事業の拡充、国際機関との連携の推進などの支援を一層進めていく。
- (3) さらに企業からの寄付などを通じた自己資金能力を高めるため、認定NPO法人の認定要件の緩和と税制上の優遇措置の拡充を検討する。
- (4) 草の根レベルの日本のNGO支援について、公金使用に対する説明責任とのバランスをとりつつ、本省と在外公館の役割分担の見直しを含め、案件審査の一層の迅速化に努めるとともに、財務省実行協議の現行1千万円の基準額を引き上げること検討するなど簡素化を図る。
- (5) 日本のNGOは、経営・労使協調、生産性向上運動などの日本の経験の共有を通じ、途上国の指導者の育成に貢献してきた。このような若手人材育成分野での役割は重要であり、こうしたNGOへの支援の拡充を図る。

2. 相互理解を促進し、一層の連携強化を図る

- (1) 平成20年度からNGO経験者を在外公館職員として積極的に採用し、現場での経験を外交に活かしていく。また、NGOにおける外務省職員のインターンシップなどの交流事業を一層促進する。さらに、相手国のニーズも踏まえつつ、青年海外協力隊

- 員の派遣先との調整も含め、NGOと青年海外協力隊との一層の連携を強化する。
- (2) ODAに対する国民の一層の理解・支持を得るため、市民の視点に立つNGOのノウハウやネットワークを積極的に活用し、NGOとの共同イベントの開催など広報面での連携を強化する。
 - (3) 海外のNGOの中には発言力や影響力の大きい団体もあり、これらのNGOの活動とわが国の外交活動との連携を強化し、外交の裾野を拡大することも重要である。

「マルチ外交の人材育成の充実」について

1. 国際社会で活躍できる人材の育成に向け、戦略的に支援を拡充する

- (1) 国際社会で活躍できる日本人を育成し、わが国の国益や主張を反映させていくため、邦人職員の「育て上げ」、「送り込み」、「生き残り」、「登り詰め」の各フェーズでの支援を拡充する。
- (2) マルチ外交のキャリア・パスを確立し、専門家を組織的に育て上げる。その際、本人の適性・意欲を見極めつつ、弾力的な人事異動をもって、国際機関への出向、国際機関代表部・担当部署を重点的に経験させる。また、必要に応じ、国際機関で重視される学位取得を奨励する。
- (3) 中国や仏独などが国連本部職員数を増加させている一方、邦人職員数が適正規模の三分の一しかない現状を憂慮し、ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）など新規の「送り込み」人数の増加を目指し、予算の拡充を図る。また、人材の「送り込み」を後押しすべく、民間企業の出向・休職制度などの改善を促す。さらに、派遣に先立ち、平成20年度から事前研修を充実させる。
- (4) 国際機関への抛出の先細りがわが国の国際社会におけるプレゼンスの低下をもたらし、ひいては邦人幹部職員の減少につながっていることから、この傾向を反転させる。また、任期終了後の新たなポストの獲得に向け、有望な邦人職員については、必要に応じ外務省などで一時的に勤務させ、改めて国際機関に送り込むなどの措置を講ずることも検討する。
- (5) 国際機関のトップとなる人材を広く政官学財から求め、こうした人材を長期的視野を持って育成するとともに、様々な国際機関でのプレゼンスを見据えた総合戦略に基づき、事前の研修も含め政府全体で代表送り込みを支援し、そのための必要な予算を確保する。

2. 平和構築分野において国際社会をリードできる人材を育成する

- (1) 平和構築分野で国際社会をリードする人材を育成するため、政府一体での取組みを強化する。そのため、まずパイロット事業（「寺子屋」事業）として、日本やアジアの

- 文民を対象に、国内や海外での研修と就職支援を行っていく。
- (2)さらに、わが国が国際社会の一員として、国連PKOへの要員派遣を含め平和構築に積極的に貢献するための幅広い人材を育成するとともに、国連PKOに参加する各国要員のレベルアップにも資することを目指す。このため、国連と連携をはかりながら、様々な専門分野・レベルでの研修の一層の充実や、アジアをはじめとする世界の平和構築関連諸機関との連携強化などの取組みを進めていく。
- (3)育成した人材が平和構築の現場で活躍できるよう、派遣のための制度についても見直しと改善を行う。

「議員外交の充実」について

1. 議員外交の意義を明確化する

議員外交については、これまで院による議員派遣が諸外国の議会制度の調査やわが国の予算・法案審議への貢献といった点で意義を果たしてきたが、近年、新たな意義として、

- ①WTOや捕鯨、アフリカなどグローバルな課題に関する国際会議での政策意見交換の実施、
- ②政府が対応し難い相手や閣僚未訪問国との対話、諸外国の将来のリーダーとの息の長い人脈の構築などを通じた戦略的外交の実践、
- ③招聘などを通じた議員同士の信頼関係の構築や文化面での交流推進、などの点で重要性が増しつつある。

こうした新たな議員外交の意義や目的意識を明確化した上で、議員外交を戦略的に拡充し、わが国の総合的な外交力の強化につなげていく。

2. 院による議員の海外派遣・招聘を拡充し、戦略的に実施する

- (1)平成20年度から、院においては、海外派遣先につき、一時期に特定地域や特定国に集中することがないように戦略的に調整を行う。
- (2)平成20年度から、年度途中に生じる派遣要請に機動的に対応するための派遣特別枠を別途設ける。
- (3)平成20年度から、衆議院における二国間議員交流につき、既存の日米、日中の枠組みに加え、韓国、ロシア等との議員交流の開始を検討する。
- (4)予算制約の中でできるだけ多くの海外派遣数を確保するため、一元的なファーストクラス利用の見直し等を含む経費の合理化や予算の充実を図る。
- (5)海外からの議員招聘については、相互主義にとらわれない、一層柔軟な対応を図る。平成20年度から、外国議会の友好議連との交流の受け皿となる国会の議員団に関する予算についても更なる充実を図る。
- (6)議員派遣の活動実績について、積極的に明らかにする。

3. 議連外交に「選択と集中」を適用し、抜本的な活性化を図る

- (1) 膨大な議連数や活動状況の実態に鑑み、「選択と集中」を徹底する。AU議連を参考に、地域の実情に応じ、地域横断的な議連に統合し、その下で当該地域の国々との交流強化を図ることも検討する。また、議連と政府の連携強化に努める。
- (2) さらに、わが党の議連の活動状況を精査し、活動が不活発な議連については、その体制の見直しを含め党執行部において具体的な活性化を進める。

4. 政党間交流を戦略的に実践する

- (1) 現在、わが党では、日露(統一ロシア)、日中(中国共産党)間での政党交流を覚書に基づき公式に行っているところである。今後、他の政党との交流については、相手の党との関係の安定性を見極め、費用対効果にも配慮し、検討する。
- (2) これまでも党外交は積極的な役割を果たしてきており、党の議員派遣については、党執行部として政策的な必要性に応じ、戦略性をもって弾力的に取り計らうこととする。

「ODAの充実」について

1. ODA戦略の明確化を図る

- (1) 国際社会に影響力を発揮できる手段に制約があるわが国にとって、ODAは重要な外交手段である。わが国の安定と繁栄の確保のためにODAを戦略的に実施し、目先の国益に捉われることなく、国際益が国益に繋がるとの考え方も念頭に置きODAを継続する。
- (2) 海外経済協力会議の審議する基本戦略の下、外務省が中核となり、省庁の枠を越えて関係省庁との連携を深めつつ、また実施機関との役割分担を踏まえ、戦略的なODA政策の企画・立案に全力で取り組む。
- (3) わが国の総合的な外交力を考える際、ODAと自衛隊による国際協力との有機的な関連を整理し、戦略性を持って進めていく。
- (4) 中国に代表される新興援助国を国際的な援助ルールに取り込んでいく。

2. ODAを拡充する

- (1) ODA予算はこの10年間で38%減額されており、明らかに国際社会に対して極めて否定的なメッセージを送る結果となっている。ODAの質の向上に引き続き努めるとともに、量の増加を確保する。
- (2) 「ODA事業量を100億ドル積増す」との国際公約を、「骨太2006」の削減方針を踏まえつつも、着実に実現する。2008年のサミット及びTICADIVの機会を捉えて、現在削減傾向にあるODAを再び拡充に転じることを強く発信していく。
- (3) 先般の安倍総理の「美しい星へのいざない」に盛り込まれた地球環境に関する哲学・枠組みを国際的に発信するとともに、そのための諸施策を推進し、わが国の科学技術力を活用して環境・気候変動対策分野で世界に貢献していく。そのため、明年日本で開催されるサミット及びTICADIVの機会において、新たな途上国対策支援のイニシアティブを発揮すべく、特別な予算措置を検討する。

3. ODAの重点地域・分野の明確化を図る

- (1) 「自由と繁栄の弧」形成の観点からも、南アジアや中央アジア、中東などに日本の経験・知見伝播のための努力を広げる。アフリカについても同様の努力を進める中で、特に日本モデルへの期待の高い南部アフリカを重視する。
- (2) 人間の安全保障の観点からミレニアム開発目標の達成をはじめ、環境・省エネ、法整備、知的財産権保護、平和構築・シーレーンの安全・テロ対策・対人地雷除去

活動といった分野への支援を推進する。インフラ整備、EPA/FTAや資源外交を進める上でのODAの役割も重視する。現地で評価の高い草の根・人間の安全保障無償の一層の活用も図る。

- (3) 顔の見える援助を進めるため、高く評価されているわが国の技術力や勤労哲学等をアピールする。特にわが国の科学技術力をODAに積極的に活用する。また保健医療や農業といった分野でわが国のノウハウ等を活かし、協力を推進するとともに、民主化支援や平和構築分野などで日本型の援助を進める。団塊の世代の人々の力を援助活動に活かしていく。

4. ODA実施を最適化、迅速化し、ODAの国際競争力を強化する

- (1) ODAの実施手段の最適化を図る。新JICAのスタートは千載一遇の機会である。新JICAを世界第二位の実施機関にふさわしい援助の潮流をリードする機関として育てていくべく、技協・無償・円借款の3つの援助手法の有機的な連動による効果的な援助を実現する。また関係省庁や国際機関、民間企業などとの連携を一層推進し、多様化する援助需要に応える。

- (2) 円借款の案件形成から工事開始までについては、迅速な実施が求められており、そのプロセスを全面的かつ抜本的に見直す。JICAが案件形成に関与する案件のうち、7年以上かかっているものについて、このプロセスを、先方政府の協力を得つつ、半減していく。また、要請から借款契約調印までの標準処理期間(9ヶ月)の遵守をさらに推進するとともに、コンサルタント及び本体工事の調達に要する期間を2年以内に短縮する。以上の施策について、可能なものから今年度より速やかに着手していく。

- (3) 民間の力の足りないところに、ODAに加えJBICやNEXI(日本貿易保険)の公的資金をつけるなど、わが国の総合力を発揮して国際競争力を高めていく。また官民パートナーシップ(PPP)を積極的に活用していく。企業が進出する環境整備の観点からも、法整備支援や行政能力強化のための支援を進める。これらにより、援助と投資の相乗効果を促す。

- (4) マルチの場で影響力を増し、開発政策の議論やルール・メイキングのプロセスをリードするため、マルチ機関への拠出を拡充する。国際機関を活用し、バイとマルチの援助を戦略的に組み合わせていくことで、ODAを重層的に実施する。

5. 納税者の理解を得るためのODA改革とODA広報を推進する

- (1) 国民の支持があってこそそのODAであり、国民の理解が絶対不可欠である。政官一体となって、ODAの重要性を訴えるため、必要な予算措置を講じ、広報を充実し

ていく。そのため、国会議員・在京大使・NGOによる地元広報キャラバンを積極的に展開するとともに、ODA民間モニター事業を一層活用する。わが国が戦後海外の援助を受けて復興してきた側面も忘れてはならない。

- (2) 円借款実績をグロスでPRするなど、わが国の援助が国際社会から正当な評価を受けるよう、国際社会に対する広報やそれぞれの被援助国に対する広報を充実する。
- (3) ODAの評価システムをさらに充実し、その結果を確実に政策にフィードバックさせる。その際、わが国の外交目標の達成への貢献度を的確に把握する。また、ODAのきめ細やかな展開のため、在外の大使館やJICAの体制整備を進める。
- (4) 被援助国における日本支持層の中心となり得る研修生OBをネットワーク化する。
- (5) 教育の現場でODAの意義を若い世代に教育する。そのため、教育関係者の開発協力への参加を奨励するとともに、学校教育のカリキュラムへの開発教育の組入れ、大学教育での国際ボランティア奨励などを推進する。
- (6) コスト削減やわが国の援助の裾野を広げより広い国民参加を実現するため、今後3年間を重点期間としてNGOとの連携をより一層進める。
- (7) 「地球市民の支援相談コーナー」とも言うべき、ホームページなどを通じて現地の大使館・ODAタスクフォースやNGOによる草の根支援のお手伝いができる窓口を設置するなどして、市民による途上国支援の意向を吸い上げる仕組みを検討する。
- (8) 各省実施の技術協力には既得権益化している部分もあり、各省の専門家派遣の効率化や事業の透明度向上などを改善する。

「情報機能の強化」について

1. 秘密保全法制を整備し、情報共有システムを構築する

- (1) 政府全体の情報機能強化に向け、関係省庁の縦割りを廃し、関与が厳に必要とされる関係者間での情報共有を進める。特に、総合的な情報分析を実現するため、オンラインの情報共有システムを構築する。同時に、関係省庁の情報収集・分析体制を強化すべく、必要な定員・予算を確保する。
- (2) 情報共有の大前提として、政府職員を対象とするセキュリティ・クリアランス制度を導入し、特別職公務員をも対象とする新たな秘密保全法制の整備を進める。
- (3) 海外で活動する民間企業やNGO、政府系機関(JICA、JETRO、JBIC、国際交流基金)など様々な外交プレイヤーが有する情報を収集し、外交活動に活かしていく。

2. 情報収集機能強化に向け、人員拡充と体制整備を進める

- (1) 人的情報収集の最前線である在外公館の体制を強化する。そのため、関係省庁より適切な人材を得て要員を拡充し、在外公館長の統括の下、一層組織的な情報

収集体制を構築する。その際、カウンターインテリジェンス対策を徹底する。現地で構築された人脈は情報収集における財産であり、組織的かつ継続的に活用していく。

(2) 公開情報は益々重要となっており、モニタリング機関を一層活用し、24時間体制で収集を行う。

(3) 外交活動とは異なる特殊な情報収集活動を行う対外情報機関の設置につき検討する。その際、国内と海外とでの情報収集活動を峻別するとともに、情報が政策によってバイアスがかかることがないよう確保することが必要である。また、議院内閣制の英国の例も参考としつつ、守秘義務のある委員会を国会に設け、対外情報機関に対する民主的なコントロールを確保することが必要である。

3. 「情報のプロ」を育成する

情報力強化の要諦は「情報のプロ」の育成にある。任国の言葉を自在に操り、国際情勢や情報収集・分析のノウハウに精通した人材を政府全体で育成するため、長期的な取組みを強化する。そのため、関係省庁間の人事交流の推進や専門的知見を結集した組織的、体系的、専門的な研修体制整備などを通じ、情報専門家のキャリア・パスを確立する。

「情報発信力の強化」について

1. 新たなTV国際放送を早期実現し、「美しい国、日本」を世界に発信する

(1) 「美しい国、日本」を世界に発信し、主張する外交への理解・支持を広めるべく、必要な予算措置を講じ、平成20年度後半を目途に新たなTV国際放送を早期に実現する。

(2) 新国際放送は、外国人にとって魅力的な番組を英語で提供していく。その際、日本にとどまらず、世界の成長センターであるアジアをも発信することで「アジアと世界の架け橋」となる国際放送を目指す。

2. 日本の「ゲートウェイ」たる外務省HPを拡充し、世界一にする

(1) 外務省ホームページについては、米 국무省ホームページに次ぐアクセス数世界第2位に甘んじず、コンテンツ管理システムなど最新技術を最大限に活用し、その質とスピードを更に向上させる。

(2) 外務省や在外公館のホームページを世界中の誰もが読めるよう、平成20年度から多言語化に向けた取組みを加速する。その際、新技術の導入により、経費の削減などの合理化を一層推進しつつ、ホームページ編集・翻訳体制を抜本的に強化する。

3. 外国メディアのニーズを的確に捉え、きめの細かい支援を行う

- (1) 外国メディアの多くが在京支局を閉鎖し、北京から日本をカバーしている現状を憂慮し、北京駐在の欧米特派員をはじめ関係者を戦略的に招聘し、対日理解の促進を図る。そのためにもフォーリン・プレス・センター(FPC)を拡充し、ポップカルチャー体験や地方視察等プログラム面での充実などを図る。
- (2) 官邸・外務省、自民党幹部が直接外国メディアに発信していくことが重要である。そのため定例記者会見を英語で発信できるよう、平成20年度から同時通訳の導入を含めハード・ソフト両面から強化する。

4. 相手国民に届き、浸透する情報発信を行う

- (1) 現地メディアにおいて日本の主張がきちんと発信されるよう、有力な報道関係者や発信力のある有識者との人脈を戦略的に構築し、彼らを通じた効果的な発信に取り組む。
- (2) 在外公館幹部が現地のメディアに積極的に登場し、相手国民に直接、効果的に語りかけていく機会を増やすため、各在外公館の取組みを客観的に評価しつつ、平成20年度からスピーチライターなどの「広報アドバイザー」の活用やメディアトレーニングの導入を進める。

「文化外交の強化」について

1. 文化外交を強化する

文化外交は、国境の壁を越え、相互理解を深める上で効果的な外交ツールであり、特にODAを活用できない先進国に対し貴重な外交ツールとなっている。近年、自国の魅力を訴えることで外交力を高めようとする動きが強まっている中、文化外交の実施に重要な役割を担う国際交流基金の予算・人員が大幅な削減傾向にあることから、これを反転し、拡充を図ることが不可欠である。

2. ポップカルチャー人気を活用し、草の根レベルでの日本の発信を強化する

- (1) 日本の伝統文化を引き続き海外に紹介していくとともに、近年、海外の若者の間で日本のポップカルチャー人気が高いことから、これを契機として日本への関心の裾野を更に拡大し、日本語の普及をはかっていく。
- (2) その手段として、現地の市民が日本の現代的魅力(クール・ジャパン)を気軽に肌で感じることができるよう、今後3年間を重点期間として在外公館や国際交流基金事務所、さらには図書館など現地の機関の中に最新のアニメやマンガ、音楽などのソフトを備えるスペースの設置を進め、総合的な文化発信の拠点とする。その際、在外公館の広報文化センターと国際交流基金の海外事務所との役割分担を見直し、必要に応じ機能集約を図るなど合理化を進める。

- (3)平成20年度から「日本文化発信ボランティア(仮称)」を創設し、海外に青年ボランティアを派遣し、ポップカルチャーを契機とした日本語教育や日本文化普及を推進する。
- (4)ポップカルチャーを通じた文化交流を一層推進する上でも、わが国がアニメやマンガの分野で世界をリードすることが重要である。日本の現代的魅力を紹介でき、諸外国で人気のある作品を「アニメ文化大使」に任命し、積極的に在外公館や国際交流基金事務所で活用していく。また、本年度からマンガのノーベル賞たる「国際漫画賞」を創設し、外国の新進気鋭の漫画家を対象に表彰を行っていく。
- (5)アニメやマンガが引き起こす文化摩擦や、海賊版や各国の規制がポップカルチャーの海外普及にとり障害となっている事情にかんがみ、社会的認知の向上や知的財産保護及びコンテンツ規制除去に向けた取組みを推進する。

3. 日本語教育の最前線拠点を拡充し、プログラムの充実を図る

- (1)日本語教育の拠点を今後3年以内に英ブリティッシュ・カウンシル、独ゲーテ・インスティテュート並の100拠点体制とすることを旨とする。その際、現地の日本語教育機関と連携し、国際交流基金の拠点としての名称を掲げ活動する「フランチャイズ」方式も導入し、拠点整備を進める。
- (2)関係省庁との連携を強化し、日本語教育プログラムを充実させる。その際、世界中のどこでもインターネットを通じて日本語を学習できる「eラーニング」プログラムを推進する。

4. 将来を見据え、次世代の親日派・知日派の育成を図る

近年、海外の政策決定者、有識者層において対日関心が相対的に低下していることから、次世代のリーダーとなり得る有望な若者を発掘し、親日派・知日派と育成すべく、招聘制度等を見直し、抜本的に拡充する。特に、国際交流基金日米センターのフェローシップ・プログラム等の見直し・活用を図る。

Ⅳ. 終わりに

以上が、外交力強化に関する特命委員会として、昨年8月から約10ヶ月にわたって実施してきた議論をとりまとめた結果である。これらの中には来年度より早急に実施すべきもの、今後3年間で重点期間として取り組むべきもの、更には、今後10年間で着実に実現を図るべきもの等が盛り込まれている。今後、本特命委員会としては、本報告書に盛り込まれた各事項のフォローアップに向け、関係各省庁・各機関等が取る措置及びその結果につき検証を行うとともに、その確実な実現に向け、更なる働きかけを行うこととする。

吉田茂元総理は、外交の重要性を強調する際、ウィルソン米大統領の外交顧問エドワード・ハウスの「ディプロマチック・センスのない国民は必ず凋落する」との言葉を好んで用いた。この警句を想起し、本アクション・プランの着実な実施を訴えたい。